

整理 番号	募集要項、仕様書、公募設置等指針、資料等の該当項目	質問内容	回答内容
1	募集要項 添付資料（資料 7）	収支状況の委託料について、各委託事業の金額を知りたい。	令和 6 年度における委託業務の金額の内訳は以下のとおりです。 清掃業務：2,717,000円 遊具点検業務：179,300円 松くい虫防除業務：1,795,200円
2	管理業務仕様書（資料 1 9） 7 人員体制	管理責任者及び職員について他の指定管理施設の管理に従事している者を兼務させることは可能か。 また他の指定管理施設と県備品を共有して使用してよいか。	管理責任者については、管理業務仕様書 7（2）で 1 名専任することを定めていますので、日本海エリアの管理運営業務に専任で当たることのできない者と兼務させることはできません。なお、職員は専任でなくても構いません。 また、他の指定管理施設と県備品を共有することはできません。
3	管理業務仕様書（資料 1 9）、 公募設置等指針（資料 1 5）	宇野地区に既設のキャンプ場は今までは無料で、夜間は無人の運営であったが、仕様書「7 人員体制」に記載のとおり 1 時間以内に対応できる体制であれば、無人の状態でも良いか。	可能です。
4	管理業務仕様書（資料 1 9）、 公募設置等指針（資料 1 5）	有料化した場合キャンプ場内への一般人の立入制限をしても良いか。	可能です。
5	管理業務仕様書（資料 1 9）、 公募設置等指針（資料 1 5）	キャンプ場を一部整備して有料化した場合、その整備をもってキャンプ場自体を公募対象公園施設としてみなすことはできるか。	可能です。
6	公募設置等指針（資料 1 5）	公募対象公園施設及び特定公園施設の譲渡及びその後の運営に関する事業者に必要な税務・会計処理について教えてください。	公募対象公園施設については県に譲渡を行っていただきません。 特定公園施設は県に引き渡していただいた後、指定管理施設として管理していただきます。 特定公園施設の譲渡及びその後の運営に関して事業者が行う税務・会計処理については自ら税務署等に確認する等してお調べください。
7	公募設置等指針（資料 1 5）	公募対象公園施設の利用料金の設定・変更にも県の承認が必要か。	利用料金は計画提出時点で明示していただき、適切な内容であるかを審査・採点する予定としています。県としては計画に基づいた運営を求めるため、料金を変更する場合は理由や金額が妥当なものであるかを説明していただくことを想定しています。